

平成20年4月1日制定

平成31年1月1日改正

芝学友会規約

第1章 総則

第1条 当団体は、名称を芝学友会と称する。

2. 当団体は、略称を学友会と称する。

第2条 当団体は、慶應義塾大学薬学部における学生自治団体である。

2. 当団体は、前項の目的を達成するため、次の事業を主たる事業とする。

- (1) 慶應義塾大学薬学部における部活動や文化祭実行委員会の統制
- (2) 当団体に所属する団体への交付金等の支給
- (3) 慶應義塾大学薬学部の部活動紹介
- (4) 当団体に所属する団体の部活動の会計監査
- (5) 慶應義塾大学薬学部生に向けた講演会等の開催及び運営
- (6) 慶應薬学新聞の運営
- (7) 塾内交流及び地域交流の推進
- (8) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 当団体は、主たる本部を東京都港区芝公園一丁目5番地30号
慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス学友会室内に置く。

第4条 当団体の正会員及び準会員は、本規約を遵守しなければならない。

2. 当団体の正会員及び準会員は、慶應義塾大学の上部団体として、学生の模範となる行動を取らなくてはならない。
3. 当団体の活動で知り得た個人情報などに対し、正会員及び準会員は守秘義務を有する。

第2章 会長

第5条 当団体は会長を1名置かなくてはならない。

2. 会長は、慶應義塾大学教職員とする。
3. 会長は、当団体学生責任者を任命する。

4. 会長は、当団体学生責任者の指名に基づいて当団体の全ての役員を承認する。また、正当な理由なく、当団体学生責任者の指名を拒否してはならない。
5. 会長は、当団体の役員の承認に関する、全ての責任を負うこととする。
6. 会長は、当団体学生責任者の同意なく、当団体の役員を罷免出来ない。

第3章 役職

第6条 当団体は、次の役職に役員を置かなくてはならない。

- (1) 学生責任者
 - (2) 会計監査
 - (3) 会計
 - (4) 倶楽部連盟委員会委員
 - (5) 広報
 - (6) 当団体学生責任者を補佐するための役員
 - (7) その他、当団体学生責任者が必要と認める役職
2. 役職は兼務しても構わない。ただし、以下の役職の兼務は出来ない。
 - a. 当団体学生責任者と会計
 - b. 会計監査と会計
 3. 当団体の役員は、慶應義塾大学薬学部の学部生であり、正会員もしくは準会員でなくてはならない。
 4. 当団体の役員に就いた者は、公平公正な学生自治に関わる業務を遂行するために、当団体に所属する団体および当団体が資金を支出する団体の学生責任者及び副学生責任者、財務または会計担当の三役に就くことは出来ない。ただし、これらの団体の会計監査は除く。

第7条 当団体学生責任者は、1名とする。

2. 当団体学生責任者は、一般に、芝学友会会長と称する。
3. 当団体学生責任者は、役職退任時に当団体の次の当団体学生責任者と当団体の全ての役員を指名する権利及び、次の当団体学生責任者の任期を指定する権利を有する。ただし、当団体会長により次の当団体学生責任者が任命された後、これらの権利を失う。
4. 当団体学生責任者は、正当な理由がある場合は、当団体の全ての役員の

役職を罷免出来る。

5. 当団体学生責任者は、当団体の全ての役員を指名し、任命することができる。ただし、会長が承認しない場合は、別の者を指名し、任命する。
6. 当団体学生責任者は、毎年4月に慶應義塾大学上部団体芝学友会として、慶應義塾大学への公認申請を行わなくてはならない。
7. 当団体学生責任者は、当団体に所属する団体への自治会費配分額を決定し、また当団体の予算案と決算を承認する。
8. 当団体学生責任者は、当団体の活動を随時会長に報告しなければならない。新たな事業を計画する時は、会長の許可を必要とする。
9. 当団体学生責任者は、慶應義塾大学薬学部4年終了時まで正会員及び準会員の資格を有した者の卒業にあたり、当団体内でその者に対して卒業を祝う会を企画する。また、年に一度程度、元正会員及び元準会員のOBOG懇親会を開催することが望ましい。
10. 当団体学生責任者は、当団体の活動が著しく害されることが無いようにしなければならない。

第8条 当団体会計監査は、1名とする。当団体学生責任者が任命する。

2. 当団体会計監査は、当団体の会計に関する仕事を監査し、当団体学生責任者に適宜報告する義務がある。

第9条 当団体会計は、1名以上とする。当団体学生責任者は会計責任者1名を任命する。

2. 上記の責任者が必要と認めた時、当団体学生責任者が担当者を任命する。
3. 当団体に関する会計業務を行う。
4. 年に一度、当団体及び、当団体に所属する団体の会計を監査し、その結果を当団体学生責任者に報告する義務がある。
5. 上記の監査は、毎年、年度始まりの4月から5月末日までに実施する。
6. 毎年度、当団体会計は当団体学生責任者と共に、当団体に所属する団体の責任者及び会計担当者と面談を行い、各団体の活動実績等を調査し、当団体学生責任者及び倶楽部連盟委員会委員長に報告しなくてはならない。

7. 会計業務は、当団体の事業等が滞りなく行えるようにしなくてはならない。

第10条 倶楽部連盟委員会委員は1名以上とする。当団体学生責任者は、倶楽部連盟委員会委員の責任者として、倶楽部連盟委員会委員長1名を任命する。

2. 上記の委員長が必要と認めた時、当団体学生責任者が委員を任命する。
3. 当団体に所属する団体への連絡業務に関することを行う。
4. 当団体に入会を希望する者に対し、歓迎の会を設ける会を企画する。また、その会を開催することが望ましい。
5. 委員は定期的に郵便物を確認し、必要に応じて各団体に配布する。
6. 倶楽部連盟委員会の委員長は、定期的に、当団体に所属する団体代表者の会合を設けなくてはならない。

第11条 当団体広報は1名以上とする。当団体学生責任者は広報責任者を1名任命する。

2. 上記の責任者が必要と認めた時、当団体学生責任者が担当者を任命する。
3. 慶應薬学新聞に関する業務を行う。
4. 当団体及び当団体に所属する団体の活動に関する広報を行う。ただし、当団体及び他団体の活動を害する活動は一切認めない。
5. 広報を行う前には必ず、当団体広報責任者及び当団体学生責任者にその内容を報告する義務があり、承諾を得た内容のみ広報出来る。
6. 当団体広報担当者は、業務で知り得たことに対し、守秘義務を有する。
7. その他、当団体学生責任者が必要と認めた広報を行う。

第12条 当団体学生責任者は、当団体学生責任者を補佐するための役員を1名または2名任命する。

2. 上記の役員は、一般に、芝学友会副会長と称する。
3. 上記の役員は、当団体学生責任者から文書にて依頼された場合のみ、依頼された業務を代行することが出来る。

第13条 当団体の全ての役職責任者は、業務内容を随時当団体学生責任者に報告する義務がある。

2. 学生自治に関わる業務を公平公正な運営とするため、当団体の役職責任者には、慶應義塾大学薬学部保護者会役員を三等親以内に持つ者は就くことが出来ない。準会員はこの限りではない。

第4章 入会及び退会

第14条 当団体は、慶應義塾大学薬学部の学生が入会出来る。慶應義塾の学生としての資格を失った時は、自動的に退会する。

2. 当団体は、正会員と準会員で構成される。
3. 入会及び継続にあたっては、毎年度、当団体学生責任者が指定する所定の届けを提出する必要がある。ただし、準会員においては、所定の手続きなく、慶應義塾の学生としての資格を有する間は継続出来る。
4. 正会員は、慶應義塾大学薬学部4年終了時までとする。
5. 準会員は、当団体において、当団体学生責任者(芝学友会会長)及び当団体学生責任者を補佐するための役員(芝学友会副会長)を務めた者とし、退任時に自動的に準会員となる。
6. 正会員が年度の途中で退会を希望する場合は、当団体学生責任者が指定する届けを提出する必要がある。

第5章 定例会

第15条 定例会は、定期的に当団体学生責任者が開催を決定し、正会員及び準会員に開催を告知しなくてはならない。

2. 正会員は、特段の事情が無い限り、定例会に出席するものとする。
3. 正会員が欠席する場合、当団体学生責任者もしくは当団体学生責任者が指名した者に連絡をしなくてはならない。
4. 正会員は、慶應義塾大学薬学部の学生がより良い学生生活を送れるように、定例会で報告及び提案をしなくてはならない。
5. 正会員は、定例会で決定した活動に関して、その業務を遂行しなくてはならない。
6. 定例会では、当団体学生責任者は正会員の中から書記を指名し、書記は議事録を作成しまとめた後、当団体学生責任者に提出する。

第6章 倶楽部連盟委員会

第16条 倶楽部連盟委員会は、当団体に所属する団体を統括する。

2. 任意の団体が当団体に所属するためには、当団体会長及び当団体学生責任者の承認を必要とする。
3. 倶楽部連盟委員会は、当団体に所属する団体への連絡を必要に応じて行う。
4. 倶楽部連盟委員会は、定期的に郵便物を確認し、必要に応じて各団体に配布する。
5. 毎年度初めに、新生生に対して当団体に所属する団体の紹介を行う機会を設けなくてはならない。
6. 活発な倶楽部活動を保持するため、毎年、当団体の会計から倶楽部連盟委員会に、当団体学生責任者が定めた妥当な額の補助金を支出する。
7. 倶楽部連盟委員会は毎年9月末日までに当団体に所属する団体の各々の口座に入金を行う。ただし、当団体会計担当役員に、入金業務を委託しても構わない。

第7章 財政

第17条 当団体の会計は毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとし、4月1日より9月30日を会計前期、10月1日より3月31日までを会計後期とする。

2. 当団体の財源は、全塾協議会交付金及び慶應義塾大学薬学部保護者会からの納入をもってこれにあてる。
3. 当団体の予算案は、当団体会長と当団体学生責任者の承認を必要とし、当団体会計責任者が定例会で報告をする。
4. 当団体予算の内訳は、学友会運営費、倶楽部連盟委員会費及びその他当団体学生責任者が必要と認めたものとする。
5. 当団体は原則として、次年度、倶楽部連盟委員会及び芝共楽祭実行委員会へ支出する財源を次年度繰越金として計上することが望ましい。

第8章 委員会の設置について

第18条 当団体は事業を行う上で、必要と認めた時、臨時執行委員会を設置することが出来る。

2. 臨時執行委員会が不必要となった時、随時解散できる。
3. 臨時執行委員会設置及び解散は、当団体学生責任者が決定する。
4. 臨時執行委員会に参加できる者は、当団体正会員及び準会員だけでなく、慶應義塾大学及び大学院に所属する学生も参加できる。当団体学生責任者が認めている時のみ参加でき、参加する時は、当団体学生責任者が指定する所定の届けを提出する必要がある。
5. 臨時執行委員会の責任者は、当団体正会員または準会員とし、当団体学生責任者が任命する。

第9章 規約・規則

- 第19条 本規約は、当団体最高の規則であり、これに反するすべての決定、行為、諸規則は一切効力を有しない。
- 第20条 本規約の変更は、当団体学生責任者が当団体会長に提案し、認められた場合、行うことが出来る。ただし、本規約の変更の提案を当団体会長に提出するにあたり、当団体所属期間が1年以上の正会員と準会員全員の3分の2の同意を得なくてはならない。
- 第21条 当団体の解散は、当団体会長及び当団体学生責任者、双方が認めた場合のみ可能であり、当団体に所属していない者が当団体の解散を命ずることは出来ない。
- 第22条 解散時、当団体の残余財産については、当団体会長が定めることとする。

第10章 附則

- 第23条 本規約は平成20年4月1日に施行する。
2. 本規約は平成31年1月1日に改正する。

以上